

◆教育委員会委員◆

福留 直人 氏
 議員 西 次雄



任期
 平成27年1月8日から
 平成31年1月7日まで

◆議会構成の変更◆

2名の議員辞職により
 委員会等の構成が変わり
 ました。

総務常任委員会
 (委員数 7人)

委員長 伊瀬知 正人
 副委員長 西 次雄

産業建設常任委員会
 (委員数 6人)

委員長 吉永 賢三
 副委員長 内園 知恵子

議会運営委員会

副委員長 伊瀬知 正人

委員 西 次雄

議員 西 次雄

指定管理者決まる
 えい中央温泉センター



- ・指定管理者となる団体の名称
 住 所 熊本県菊池郡大津町大字室686番地1
 団体名 株式会社 グッドスタッフ
 代表者 代表取締役 日野 源男
- ・指定管理期間
 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

◆議案第66号

土地改良事業の計画変更について (可決)

平成22年度に事業着手した団体営農地保全整備事業(シラス対策)大田尾地区において、土地利用状況や営農状況等の変化により事業計画を変更し、事業完了年度を26年度から28年度に変更します。

計画面積	17・6 ha
受益戸数	82戸
排水路整備	4320 m
農道舗装	1240 m

〔審査の中で〕

問 当初計画より受益面積が減少しているが、事業費が増加した要因は、答 受益面積の減少は当初計画より農用地としての機能が見込めなくなった箇所が発生した。事業費増は流路工下流部分に流速を落とすため断面拡大やブロックの設置を行う必要が生じた。

◆議案第67号

土地改良事業の施行について (可決)

平成27年度からの新規土地改良事業として、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、老朽化や断面不足から、洪水時に氾濫による被害をもたらしていた額娃地域郡及び牧之内地区の排水路を整備します。

計画面積	11・7 ha
受益戸数	118戸
排水路整備	2391 m



大田尾地区の整備



現地調査のようす

問 本地域は昭和40年代に畑地かんがい事業を実施した地域だが、氾濫するようになった理由は、答 当時は露地中心の作付け体制であったが、ハウス栽培の増加やマルチの普及により降雨時の流量が増加し、断面不足となり氾濫するようになった。

条例の制定・改正

額娃多目的研修センターを無償譲渡
 南九州市額娃多目的研修センター条例を廃止する条例

南九州市額娃多目的研修センターを麓自治会に移管することに伴い、平成27年4月1日付けで廃止する。

サテライト川辺の協力金を積立て
 南九州市地域環境整備事業基金条例の一部を改正する条例

これまでのオートレースに加え、競輪の場外車券販売について熊本市と締結したため、協力金を基金に積み立て適正に管理するよう所要の改正をする。



サテライト川辺

合併処理浄化槽の管理を変更

南九州市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

南九州市知覧みずほ住宅団地合併処理浄化槽を南九州市農業集落排水処理施設として管理する。

市立幼稚園保育料を改正

南九州市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

平成27年4月1日から保護者の所得に応じた応能負担とするため所要の改正をする。

生活保護世帯	月額	0円
市民税非課税世帯	月額	3,300円
市民税課税世帯	月額	5,000円

タブレット型端末を導入
 知覧特攻平和会館条例の一部を改正する条例

知覧特攻平和会館の音声ガイドシステムにタブレット型端末を導入すること等に伴い、タブレット型端末1台につき200円の使用料を設定する。



陳 情 / 不採択

◎消費税10%の増税実施は国に対し延期でなく中止を求める陳情書

提出者：南九州市川辺町 大倉野 由美子

陳 情 / 採 択

◎手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
 提出者：南九州市川辺町 神村 かおり

鹿児島市 一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会
 会長 寿福 三男

手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきており、障害者基本法では「全ての障害者は可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められているため、「手話言語法(仮称)」を制定するよう政府に対し意見書提出を陳情する。

◎意見書 提出者：南九州市議会

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚障害者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

提出先 内閣総理大臣